最終更新日：2021年6月24日
ヴィスコ・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　足立　秀之
問合せ先：管理本部経営管理部（TEL：03-6402-4500）
証券コード：6698
https://www.visco-tech.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに企業価値の向上、並びにコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけ、コンプライアンスの徹底、業務執行の公平性と透明性を確保し、内部統制システムの整備・強化を推進することを基本方針としております。
また、当社グループは、業務執行の公平性と透明性を確保するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しており、取締役に対する経営監視機能の強化、業務執行に対する監督機能の強化、コンプライアンス体制の強化、並びに全てのステークホルダーに対して適切な情報開示に取り組み、企業価値の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則　1－2④：株主総会における権利行使】
当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えておりますため、電子行使制度は採用しておりません。また、招集通知の英訳につきましては、当社は外国人株式保有比率が低いため、コスト等を勘案し、株主総会招集ご通知の英訳を実施しておりません。今後の外国人投資家比率の増加等の状況に応じて、株主総会招集ご通知の英訳の実施を検討してまいります。

【補充原則　3－1②：情報開示の充実】
当社は外国人株式保有比率が低いため、コスト等を勘案し、英語での情報開示は行っておりません。今後の外国人投資家比率の増加等の状況に応じて、英語による情報開示・提供を適宜検討してまいります。

【補充原則　4－1③：取締役会の役割・責務（1）】
当社取締役会は、最高経営責任者を含む取締役の選定について、経営理念や経営戦略を踏まえ、候補者の実績および経歴等を調査し総合的に検討しております。
現時点で、最高経営責任者の後継者計画は策定しておりませんが、当該選定プロセスを経ることにより、取締役会が最高経営責任者等の選定に主体的に関与するものと考えております。
今後、中長期において後継者計画を策定する必要が生じた場合には、取締役会を通じて人格、経験、実績等を勘案して妥当であると認められる者の中から候補者を選定し、必要に応じた育成を行っていく方針であります。

【原則　4－2：取締役会の役割・責務（2）】
当社取締役会は、取締役等からの提案を随時受け付けており、その提案に対して取締役会において多角的かつ十分な検討を行っております。また、提案が実行される際には、リスクを識別したうえで許容可能なリスクか否かを評価のうえ、その迅速な意思決定を支えております。
なお、経営陣に対する報酬につきましては、健全なインセンティブが機能する仕組みを、必要に応じて検討し、整備してまいります。

【補充原則　4－8①：独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役のみを構成員とする会合を設定しておりません。しかしながら、独立社外取締役間で、自発的な情報提供及び意見交換が行われており、独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献しているものと認識しております。
独立社外取締役のみを構成員とする会合の設置については、独立社外取締役の人数や今後の会社の状況を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則　4－8②：独立社外取締役の有効な活用】
当社は、筆頭独立社外取締役を指名しておりません。なぜなら、社外取締役は2名のみであり、各々が経営陣及び監査役と随時連絡を取れる環境にあることから、現時点において筆頭独立社外取締役を指名する必要性はないものと判断しているためです。筆頭独立社外取締役の指名については、独立社外取締役の人数や今後の会社の状況を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則　4－10①：任意の仕組みの活用】
当社は、監査役会設置会社であり、かつ、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会等を設置しておりません。しかしながら、取締役の指名や報酬の決定等、特に重要な事項に関する検討であり、かつ、客観性と説明責任が求められる内容については、適宜、独立社外取締役から独立的かつ客観的な立場から必要な意見、助言及び指摘等を得ております。

【補充原則　4－11③：取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会の実効性に関する分析及び評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め今後の検討課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則　1－4：政策保有株式】
当社の事業活動の持続的な成長および企業価値の向上につながる株式を保有の対象と考えておりますが、単なる安定株主としての株式の政策保有は行わない方針であります。

政策保有株式として上場株式を保有する場合は、年1回以上取締役会で保有株式の状況について報告することとし、それらの取得拡大、譲渡、継続保有、議決権の行使等に関して取締役会において協議及び判断を行います。なお、議決権の行使にあたっては、当社及び保有先の長期的な企業価値の向上の観点で総合的に判断することとしております。

【原則　1－7：関連当事者間の取引】
当社は、不当取引の強要や不適切な利益流出を防止すること等を目的として「関連当事者取引管理規程」を制定しております。当該規定において、当社が役員や主要株主等の関連当事者との間で取引を行う場合には、取引の合理性、及び取引条件の妥当性等の取引内容について取締役会における審議を経て、取締役会における事前承認を得るものとしております。

【原則　2－6：企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、従業員の多様化するライフプランへの対応や安定的な資産形成等を目的として、企業型確定拠出年金制度を導入し、「確定拠出年金規程」を制定しております。当該規定に則り、適正な運用を行うとともに、従業員に対し、継続的な啓蒙、投資教育・研修を実施しております。また、企業年金運営機関に対して、利益相反管理方針が適切であることをヒアリングするなど、企業年金の受益者と会社との間に生じる利益相反を適切に管理しております。

【原則　3－1：情報開示の充実】
(1)　当社グループは、「画像一筋」を企業理念とし、以下の経営方針を定めております。
・画像処理技術を広めることにより豊かな社会作りに貢献する
・顧客満足度の高い画像ビジネスのトータルソリューションを創造し、画像処理システムクリエーターとなる。
・究極の画像処理システムを追及する。
(2)　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、上記「Ⅰ　1．基本的な考え方」をご参照ください。
(3)　取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、下記「Ⅱ．1．報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
(4)　取締役・監査役候補者の選任及び取締役・監査役の解任については、人格、能力、見識などから当社の発展に必要不可欠な人材かどうかという点を基準に総合的に判断し、代表取締役が株主総会に付議する議案を取締役会に提案し、取締役会が株主総会に取締役及び監査役の選解任議案を付議することとしております。なお、監査役候補者の選任については、取締役会が、監査役会の同意を得て、株主総会に監査役の選任議案を付議することとしております。
(5)　各取締役及び監査役候補者の選解任・指名理由等については、株主総会招集ご通知の参考書類に記載し、開示しております。

【補充原則　4－1①：取締役会の役割・責務(1)】
当社取締役会は、定款及び法令に定める事項のほか、取締役会において定めた取締役会規程において規定する事項を決議しております。その他の業務執行については、取締役会で定めた職務管掌に従い各業務執行取締役にその決定を委任しており、その内容は、各種基本規程、組織規程等の社内規程において明確に定めております。

【原則　4－9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の候補者の選定にあたり、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提とし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かせる豊富な経験と高い専門知識を有することを重視しております。

【補充原則　4－11①：取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
原則3-1 (4) に基づく開示をご参照ください。

【補充原則　4－11②：取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役及び監査役の重要な兼職の状況について、定時株主総会招集ご通知の参考書類や事業報告等において毎年開示しております。

【補充原則　4－14②：取締役・監査役のトレーニング】
取締役・監査役に対し、各々の役割や責務を果たすうえで必要なトレーニングの機会を継続して提供しております。勉強会の実施や外部機関のセミナー等への参加など、適宜実施しており、新たな社外役員の就任に際しては、当社の事業、財務状況、組織体制等について十分な説明を行うほか、現場視察等を行っております。

【原則　5－1：株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、当社ホームページによる情報開示の実施のほか、定期的に投資家説明会を開催するなど、株主に対し、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただけるよう努めております。
また、当社をとりまくステークホルダーの皆様に対して、当社の企業価値を的確に判断していただくために必要な情報を、適時、適切、かつ公正に提供するために、取締役会において基本方針を定め、当該方針に基づいてIR活動を行っております。

【補充原則　5－1②：株主との建設的な対話に関する方針】
(1)　当社は株主・投資家との対話のための活動を円滑に企画・実行するために、管理本部経営管理部をIR担当部門としております。また、IR活動の責任者として取締役副社長兼管理本部長がその責務を遂行致します。
(2)　株主・投資家の皆様との建設的な対話に際しては、中長期的な視点による株主・投資家の皆様の関心事項等を踏まえ、適時、適切、かつ公正な情報を提供すべく、IR担当部門が関連部門と連携の上、対話者を補助致します。
(3)　株主・投資家の皆様との建設的な対話は、株主総会や個別面談のほか、第2四半期決算及び通期の決算発表時における定期的な決算説明会等を通じて実施致します。また、当社ホームページ内に開設しているIRサイトに有価証券報告書、適時開示書類、決算説明会資料、IRニュース等を積極的に掲載致します。
(4)　IR担当部門は、株主・投資家の意見、懸念等を必要に応じて適宜取締役会に報告致します。また、取締役会は、IR担当部門に対しいつでも株主・投資家の皆様との対話の詳細説明を求めることができ、株主・投資家と効果的な対話が実現できるよう努めます。
(5)　当社は、株主・投資家の皆様との対話に際しては、各種法令及びインサイダー取引規制に関する規程を遵守し、未公開の重要情報を特定の方に開示することは致しません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
足立　秀之	1,232,000	19.67
東　正志	448,000	7.15
滝沢　義信	200,000	3.19
鈴木　保良	156,000	2.49
澤村　知是	120,000	1.92
池田　欣吾	116,000	1.85
ヴィスコ･テクノロジーズ社員持株会	95,400	1.52
JPモルガン証券株式会社	84,500	1.35
株式会社アバールデータ	80,000	1.28
上田八木短資株式会社	74,100	1.18

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　健二	他の会社の出身者											
松木　茂	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

鈴木　健二	○	株式会社サンアンドサンズオート代表取締役 株式会社ソーシャルインパクト・リサーチ取締役 株式会社琉球機能診断センター監査役 KWパートナーズ合同会社マネージングパートナー 株式会社JCAメディカル取締役 株式会社ブレイク・フィールド社取締役	企業経営に長年携わり、その中で培われた豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行に対する一層の監督強化となることを期待し、選任しております。また、取引所が規定する一般株主と利益相反の恐れのある事項がなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員に指定しております。同氏は現在、株式会社サンアンドサンズオート代表取締役、株式会社ソーシャルインパクト・リサーチ取締役、株式会社琉球機能診断センター監査役、KWパートナーズ合同会社マネージングパートナー（実質的経営者）、株式会社JCAメディカル取締役、及び株式会社ブレイク・フィールド社を兼務しておりますが、これらの会社と当社との間には取引がなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。
松木　茂	○	株式会社呉服のまつき代表取締役 ビジネスアスリーツ株式会社代表取締役 松木茂税理士事務所所長	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門知識を、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かして頂きたいため選任しております。また、取引所が規定する一般株主と利益相反の恐れのある事項がなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員に指定しております。同氏は現在、株式会社呉服のまつき代表取締役、ビジネスアスリーツ株式会社代表取締役、及び松木茂税理士事務所所長を兼務しておりますが、これらの会社と当社との間には取引がなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、独立した立場で監査を実施しており、内部監査は、社長直轄の内部監査室が監査計画に基づき内部監査を実施しております。会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、それぞれが連携して効率的に監査を実施するため、監査計画や監査結果を共有し、定期的に情報交換、意見交換を行う等連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹内　浄	他の会社の出身者													
阪本　俊幸	他の会社の出身者													
橋本　裕幸	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内　浄	○	―	企業経営に長年携わり、その中で培われた豊富な経験と高い見識を有しており、客観的かつ独立的な経営監視が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。また、取引所が規定する一般株主と利益相反の恐れのある事項がなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員に指定しております。
阪本　俊幸	○	阪本システムズ株式会社代表取締役 フォトンテックイノベーションズ株式会社取締役 小浜の塩株式会社取締役	企業経営に長年携わり、その中で培われた豊富な経験と高い見識を有しており、客観的かつ独立的な経営監視が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。また、取引所が規定する一般株主と利益相反の恐れのある事項がなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員に指定しております。同氏は現在、阪本システムズ株式会社代表取締役、フォトンテックイノベーションズ株式会社取締役、及び小浜の塩株式会社取締役を兼務しておりますが、これらの会社と当社との間には取引がなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。
橋本　裕幸	○	田辺総合法律事務所パートナー弁護士	弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。また、取引所が規定する一般株主と利益相反の恐れのある事項がなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員に指定しております。同氏は現在、田辺総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しておりますが、同事務所と当社の間では顧問契約を締結しておらず、同氏が監査役としての業務以外で当社に関する業務に関わることはないため、株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断される、独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績向上に向けた意欲や士気を高め、当社の企業価値向上に資することを目的としてストックオプション制度を導入しております。
また、当社の取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月24日開催の第18回定時株主総会の時をもって譲渡制限付株式報酬制度を導入致しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対し、業績向上に関する意欲や士気を高め、当社の企業価値向上に資することを目的とし、社内取締役及び従業員に対するインセンティブプランとして、在籍期間や今後の事業成長への期待値などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上のものが存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度内において決定をしております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等の内容は次のとおりです。
［基本方針］
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。
［基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）］
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、及び従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
［非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）］
非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため譲渡制限付株式とし、取締役会決議に基づき譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、毎年一定の時期に当社普通株式の割当てを受けるものとする。なお、割当株式の譲渡制限は、各対象取締役が当社取締役等別途定める役職のいずれからも退任した場合に解除する。
［金銭報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針］
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、取締役会において決定することとする。
［取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項］
個人別の基本報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、当該委任を受けた代表取締役社長は、当該権限を適切に行使しなければならない。なお、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式については、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、管理本部で行い、社外監査役へのサポートは、管理本部及び内部監査室で行っております。
社外取締役へは、管理担当部門から取締役会資料の事前配布を行い、必要に応じた事前説明の実施を行うなど、業務執行の状況を適時に把握できる体制を整えております。
社外監査役は、各種議事録や稟議書等を閲覧し、管理担当部門を中心に担当者に適宜ヒアリングを行うとともに、担当者から報告を行うなど、業務執行の状況を適時に把握できる体制を整えております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（取締役会）
当社では、経営の執行に関し、迅速な経営判断を行うため、取締役7名（内2名が社外取締役）で構成した定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を付議しております。

（監査役会）
当社では、経営に対する監視の強化を図るため、会社の機関として常勤監査役1名と非常勤監査役2名（3名全員が社外監査役）から構成される監査役会を設置しております。監査役会は、毎月1回開催し、取締役の法令及び定款の遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。
また、監査役は取締役会をはじめとした社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続をとおして、経営に対する適正な監視を行っております。

さらに、監査役会は、監査機能の維持強化を図るとともに、会計監査人及び内部監査室と適時情報交換、意見交換を行う等連携し、適正な監査の実施に努めております。

(会計監査人)

当社では、会計監査を実施するにあたり、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、2020年3月期の監査業務を担当した公認会計士の氏名及び監査業務に関わる補助者の構成は、以下の通りです。

・ 指定有限責任社員　業務執行社員　清水　栄一
・ 指定有限責任社員　業務執行社員　下田　琢磨

監査業務に関わる補助者の構成

・ 公認会計士　6名
・ その他補助者　5名

(内部監査室)

当社では、社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、内部監査室員2名を配置しております。年間にわたる監査計画に沿って、業務全般にわたる効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンス状況についての監査を、関係会社を含めた全部署を対象に行っております。監査結果は社長をはじめ対象部門長に報告され、業務改善の必要性のある項目に関しては、各々監査結果を踏まえた改善対処を行っております。

また、監査役、会計監査人と適宜情報交換を行う等連携し、適正な監査の実施に努めております。

(リスク管理委員会)

当社では、コンプライアンスを統括する機関として社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しております。

リスク管理委員会は、全社のリスク管理、並びにその方針に関する審議を行い、その結果を必要に応じて取締役会へ報告することで、リスク・マネジメントに向けた適切な対応を図っております。

(責任限定契約の締結状況)

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役は、社内取締役5名及び社外取締役2名を加えた7名、監査役は、社外監査役3名が在籍しており、各々が豊富な企業経営の経験と専門的知識を有しております。

当社は、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに企業価値の向上、並びにコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけ、コンプライアンスの徹底、業務執行の公平性と透明性を確保し、内部統制システムの整備・強化を推進することを基本方針としており、業務執行の公平性と透明性を確保するために、取締役に対する経営監視機能の強化、業務執行に対する監督機能の強化、コンプライアンス体制の強化、並びに全てのステークホルダーに対する適切な情報開示に取り組むことが可能な体制として現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使の円滑化に向けて、株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組みます。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご出席いただくために、集中日を避け開催日を設定するよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内IRサイトへ掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページ内IRサイトへ積極的に情報を掲載するとともに、定期的な説明会の開催を検討すべきと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期の決算発表時における定期的な決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、適時開示書類、決算説明会資料、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：管理本部経営管理部 IR担当役員：管理担当役員（取締役副社長　滝沢義信）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社をとりまくステークホルダーの皆様に対して、当社の企業価値を的確に判断していただくために必要な情報を、適時、適切かつ公正に提供することを基本方針として、迅速に情報開示できる体制を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築がコーポレート･ガバナンスを構成する重要な施策の一つと認識しており、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

1. 取締役･使用人の職務執行が法令･定款に適合することを確保するための体制

⑴ 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社及び当社子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業行動指針」並びに「コンプライアンスマニュアル」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する外、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。

⑵ 当社の従業員等は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合などには、速やかに報告･相談を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「コンプライアンスホットライン制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。

⑶ 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。

⑷ 社長直轄である内部監査室は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。

⑸ 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

⑹ 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告される。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

⑴ 当社は、業務上取り扱う情報について、「秘密保持規程」に基づき、厳格かつ適切に保存･管理する体制を整備し運用する。

⑵ 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」に基づき厳格かつ適切に保存･管理する。

⑶ 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存･管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴ 当社は、リスク･マネジメントを重視した経営を行う上で、リスク･マネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本としている。

⑵ 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。

⑶ 当社は、重大な事故、災害が発生などの緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「緊急事態対策規程」に則り、管理及び対策を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴ 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続について定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

⑵ 取締役会は取締役会規程に則り、経営上の重要事項について協議･報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。

⑶ 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。

⑷ 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、これを効率的に内部統制を進める手段として活用する。

⑸ 組織ごとの業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。

⑹ 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査室が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴ 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社各社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。

⑵ 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。

⑶ 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有･意思疎通を図り、親子会社間での適正な取引に努める。

⑷ 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査を定期的に行う。

⑸ 当社の関係部門は、子会社の業務運営について積極的に協力し、体制整備の指導を行う。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

⑴ 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

⑵ 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

⑴ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。

⑵ 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。

⑶ 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に報告する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。

⑵ 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。

⑶ 監査役は、監査の実施に当り必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、ヴィスコ・テクノロジーズグループ企業行動指針において、公正・透明・適正な企業活動を行うため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関わりを持たず、また不当な要求には断固とした態度で臨み、これを拒否することを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
⑴ 社内規程の整備状況
当社グループは、反社会的勢力排除に向けて、反社会的勢力対策規程を制定し、反社会的勢力と関わりを持つことを禁止しております。
⑵ 対応統括部署及び不当要求防止責任者
当社グループは、反社会的勢力への対応統括部署を管理本部とし、不当要求防止責任者に管理本部長を選任しております。

3. 反社会的勢力排除の排除方法
当社は、反社会的勢力と関わりを持つことがなきよう、管理本部を主管部門として、取引先、主要な株主、役職員等を社内マニュアルに従って調査しております。

4. 外部の有識者との連携
当社は、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、研修等の参加、日常の情報収集や緊急対応のため、最寄りの警察署、顧問弁護士との連携体制を構築しております。
5. 研修活動の実施
当社は、役職員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

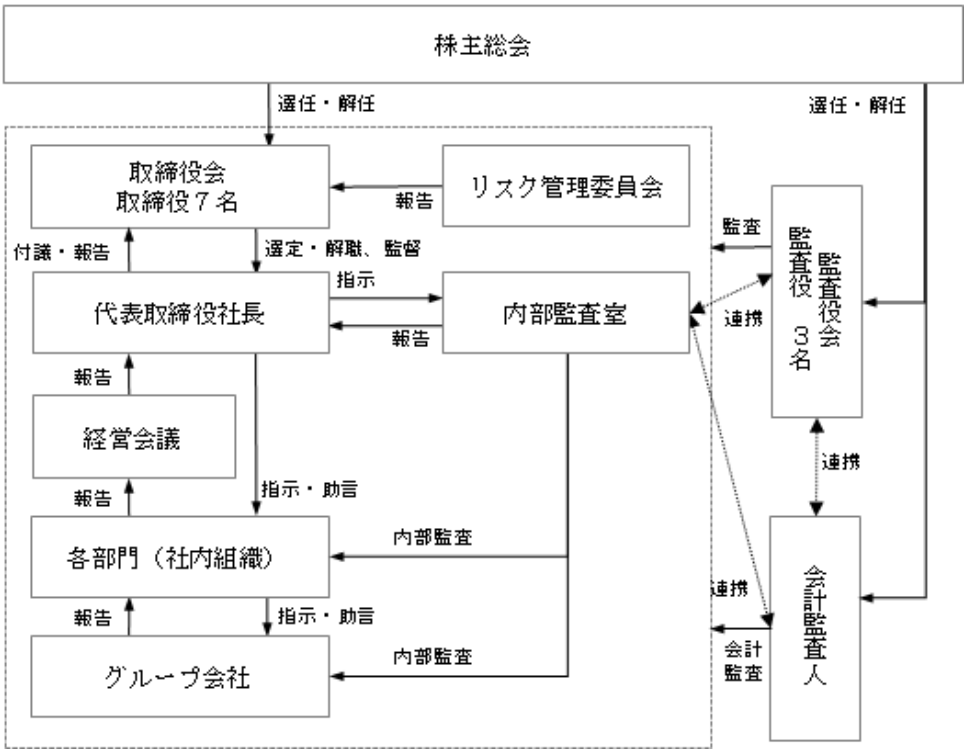
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要】

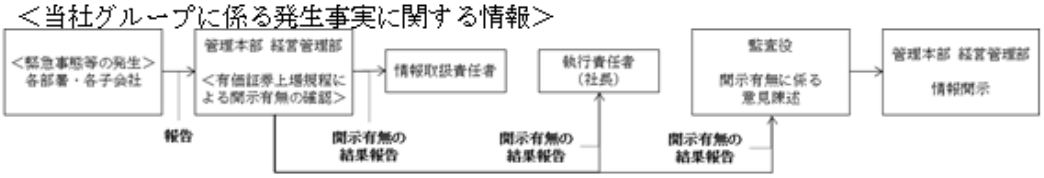
＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞



（注）1. 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて取締役会に報告されます。
2. TDnetでの開示後速やかに行われる当社ホームページのIRサイトへの公開方法については、法定開示等支援専門会社の提供するサービスを採用し、未公開情報が公表前に漏洩することがないよう運用します。